

議案第18号

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)の一部改正に伴い、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格要件を変更するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準  
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正す  
る条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例(平成24年羽曳野市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「医学又は」を「医学若しくは」に改め、「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「前条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「前条第3号に規定する学校の卒業生」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者)」を加え、同条第5号中「卒業生」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、

選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する  
 条例 新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>)、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>(8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、<u>医学若しくは薬学</u>に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>)、前条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、前条第 3 号に規定する学校を卒業した者(<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>)については 6 年以上、前条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当す</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>(8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、<u>医学又は薬学</u>に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、前条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、前条第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、前条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当す</p>

<p>る学科目以外の学科目を修めて卒業した後  <u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、前条第 1 号に規定する学校の卒業者については 5 年以上、前条第 3 号に規定する学校の卒業者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者)</u>については 7 年以上、前条第 4 号に規定する学校の卒業者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>る学科目以外の学科目を修めて卒業した後、前条第 1 号に規定する学校の卒業者については 5 年以上、前条第 3 号に規定する学校の卒業者については 7 年以上、前条第 4 号に規定する学校の卒業者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 省略</p> <p>以下省略</p>
---	---